

平成14年 6月27日

# 株 主 各 位

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73

ミネベア株式会社

代表取締役社長 山 本 次 男

## 第56回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第56回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

**報告事項** 平成14年 3月31日現在貸借対照表、第56期(平成13年 4月 1日から平成14年 3月31日まで)営業報告書及び損益計算書の内容報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

### 決 議 事 項

**第1号議案** 第56期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、配当金は1株につき7円と決定いたしました。

**第2号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

(下線は変更部分を示す)

変 更 前	変 更 後
第2章 株 式 ( <u>1株の金額及び1単位の株式の数</u> ) 第6条 <u>本会社の発行する額面株式の1株の金額は50円とする。</u> 本会社の <u>1単位の株式は</u> 、 1,000株とする。 (新設)	第2章 株 式 ( <u>1単位の株式の数及び単元未満株券の不発行</u> ) 第6条 (削除)  本会社の <u>1単元の株式の数</u> は、1,000株とする。 本会社は <u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u> に係わる株券は発行しない。

変 更 前	変 更 後
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。</p> <p>本会社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、<u>単位未滿株式の買取請求の取扱</u>その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。</p> <p>本会社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、<u>単元未滿株式の買取請求の取扱</u>その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 本会社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、<u>単位未滿株式の買取請求の取扱</u>その他の株式に関する諸手続及びその手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 本会社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、<u>単元未滿株式の買取請求の取扱</u>その他の株式に関する諸手続及びその手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第9条 本会社は、毎決算期日現在における株主名簿記載の株主(実質株主名簿に記載された実質株主を含む。以下同じ。)をもって、当該決算期に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。本会社は、前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して一定の日現在の株主名簿に記載された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とみなすことがある。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 本会社は、毎決算期日現在における株主名簿記載又は<u>記録</u>の株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)をもって、当該決算期に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。本会社は、前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して一定の日現在の株主名簿に記載又は<u>記録</u>された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とみなすことがある。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第3章 株主総会 (議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。 但し、代理人は委任状を本会社に差し出さなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の選任)</p> <p>第15条 取締役の選任決議については、株主総会において<u>発行済株式総数の3分の1以上に当る株式を有する株主の出席を要する。</u> 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の選任)</p> <p>第25条 監査役の選任決議については、株主総会において<u>発行済株式総数の3分の1以上に当る株式を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、<u>就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	<p>第3章 株主総会 (議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。 但し、<u>株主又は</u>代理人は委任状を本会社に差し出さなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の選任)</p> <p>第15条 取締役の選任決議については、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u> 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の選任)</p> <p>第25条 監査役の選任決議については、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算 (利益配当金)</p> <p>第33条 利益配当金は、毎決算期日現在における株主名簿記載の株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>転換社債の転換請求により発行された株式に対する最初の利益配当金については、転換請求がなされたときの属する営業年度の前の営業年度の終りにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。</p> <p>但し、利益配当金は支払開始の日より満3年を経過しても受領しないときは、その配当金は本会社に帰属する。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算 (利益配当金)</p> <p>第33条 利益配当金は、毎決算期日現在における株主名簿記載又は記録の株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>転換社債の転換請求により発行された株式に対する最初の利益配当金については、転換請求がなされたときの属する営業年度の前の営業年度の終りにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。</p> <p>但し、利益配当金は支払開始の日より満3年を経過しても受領しないときは、その配当金は本会社に帰属する。</p>

以 上

### 配当金のお支払いについて

第56期配当金は、6月28日よりお支払いいたしますので、同封の「郵便振替支払通知書」により、ご便宜の方法でお受取り下さい。

また、銀行預金口座への振込をご指定の方には、「第56期利益配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」を同封ご送付申し上げましたので、ご確認下さい。